

【参考和訳】Insurance Accounting Newsletter 第12号

2010年3月

保険会計の姿が見えてきた

待望の「保険会計に関する公開草案（Exposure Draft, ED）」の発表が、いよいよ近づいてきました。予定では2010年5月とされています。この期限を守るため、国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、合同審議会の追加開催を準備し、そのうち1回は2月10日に開催され、また2月18日にも予定されていた合同審議会が開催されました。

アンバンドリングに関する問題も議論されましたが、残念ながら両審議会は合意に達しませんでした。再保険の会計処理、業績報告書における表示とユニットリンク契約・分離勘定契約といった問題についてはコンバージェンス（基準の収斂）に至る可能性が高まっているようです。今月の本ニュースレターでは、これらの議論及び暫定的決定について詳細にご紹介します。ただし、2月18日の会合では、FASBの委員1名が欠席しており、したがって、FASBの委員は4名しか議決に参加していない点に注意が必要です。

財務諸表における表示方式

2月18日、3時間にわたって行われた会議において、両審議会は包括利益計算書における保険契約の表示について議論しました。IASB及びFASBは、スタッフの勧告通り、測定アプローチは、業績報告書における表示モデルの基本的構造を決定するドライバーであることに合意しました（IASBでは賛成13・反対2、FASBでは賛成4・反対0）。スタッフ提案は、業績報告書に少なくとも以下の情報を記載すべきであるとしています。

- （測定モデルから生じる、保険期間における）残余マージンの解放及びリスク調整の解放
- 期待キャッシュフローと実際のキャッシュフローの差異
- 見積りの変動
- 投資からの解放。すなわち、利息収益及び保険負債の割引の解消

表示例として3つのサンプルがスタッフから提示されました。

- 要約（summarised）マージン表示
- 拡張（expanded）マージン表示
- 「伝統的」（traditional）保険料配分表示

両審議会は、すべての種類の契約の表示モデルとして、「伝統的」保険料配分方式を選択

本ニュースレターは英語版が原本となります。

このニュースレターの英語版と参考和訳に差異がある場合には、英語版が優先されます。

すべきではないという点で合意しました。ただし、未経過保険料方式を用いて評価する必要のある契約（たとえば一部の損害保険契約）について、唯一（の例外として）簡易的な測定に対する表示の基礎として、「伝統的」保険料配分表示を用いる可能性があります。

両審議会は、発表予定の公表草案には3つの方式すべてを盛り込むことに合意しました。ただし IASB が「拡張マージン」表示方式に対する強い支持を示したのに対し（賛成9）、FASB は「要約マージン」表示方式を支持しています（4人全員が賛成）。このように共通の原則をどう適用するかという点で違いはありますが、これが ED 完成の障害になる可能性は低く、この二つの表示方式が新たな IRFS のもとで利用可能な方式として維持される可能性があると考えられます。

ここで見られる見解の相違は、モデルそのものというよりも業績報告書上で表示される情報量に関するものであり、モデルそのものは依然としてマージン方式に重点を置いています。

FASB はスタッフに対し、今後の審議会に備えて、以上のような表示原則から導き出される「主要事業要因」(key business driver) の明細を調査するよう依頼しました。

スタッフからの提案内容を例証するため、IASB からのオブザーバー・ノートに示された上述の複数の例を以下に記しました。

例1：要約マージン表示

	契約時 1月1日	6月30日 までの 6ヶ月間	12月31日 までの 6ヶ月間
リスク調整		21	26
残余マージン		13	13
保険マージン	0	33	39
実績による修正		(10)	(10)
見積りの変更		(20)	0
新契約費	0		
契約当初の純利得	0	0	0
投資収入		40	38
保険負債の利息		(25)	(23)
正味利息及び投資	0	15	15
利益	0	19	44

出典：IASB 資料 14E 2010 年 2 月 18 日会議

上記の例から、提案されている測定アプローチにおける 3 つのビルディング・ブロック（保険負債の測定要素）に強い関心が注がれていることが分かります。このような業績報告書では、残余マージン及びリスク調整からの解放を表示すると同時に、見積り（の期待キャッシュフロー）と実際のキャッシュフローから生じた差異である「実績による修正」を示しています。またこの例からは、恐らくは実際の経験が予測よりも悪化した結果として、現時点での新たな予測を反映するように仮定（assumptions）が変更され、それが「見積りの変更（Change in estimates）」行で表示され、費用(cost)として認識されることを示しています。この例では新契約費（acquisition cost）からの影響はゼロとなっていますが、何らかの費用が存在していた場合には、発生した時点で費用化されたという事実を反映するためにマイナスの数値が表示されることになるでしょう。業績報告書の「投資マージン」部分では、ビルディング・ブロック・モデルにおけるブロック 2 である保険負債の市場整合的な割引を解消するための保険負債の利息とその原資となる資産運用リターンを示しています。

例 2：拡張マージン表示

	契約時 1月 1 日	6月 30 日 までの 6ヶ月間	12月 31 日 までの 6ヶ月間
収益		123	125
契約者給付金		(50)	(65)
費用		(40)	(40)
過年度に発生した給付			
金及び費用の解放		0	20
保険マージン	0	33	39
実績による修正		(10)	(10)
見積りの変更		(20)	0
新契約費	0		
契約当初の純利得	0	0	0
投資収入		40	38
保険負債の利息		(25)	(23)
正味利息及び投資	0	15	15
利益	0	19	44

出典：IASB 資料 14E 2010 年 2 月 18 日会議

第2の例は、拡張マージン方式を用いた表示を示しています。「保険マージン」行以下は、すべての情報が要約マージン方式と同じであり、同じように3つのビルディング・ブロックに注目しています。ここで大きく異なるのは、業績報告書の要素のうち、収益、契約者給付金、費用、そして過年度に発生した給付金及び費用の解放を重視している点です。これらの追加行は、伝統的表示モデルへの後退につながるものです。

スタッフは、拡張マージン方式の代替となる選択肢は複数あると指摘しています。スタッフが提示した例では、契約上のサービス(満期返戻金を除く)及び保険契約者給付金及び費用に係る見積りコストに対して顧客が支払う対価を収益として報告するという方式が説明されています。

いずれの表示方式も、ある種の潜在価値 (embedded value, EV) 計上手法との類似性を示しています。

業績報告書に関する要約マージン表示案に話を戻すと、各ビルディング・ブロックは、次のように機能します。

- ・ ブロック1について：（負債の測定に含められている期待キャッシュ・フローと）実績との差異は、保険料収入及び保険金／給付金の行ではなく、（同じ収入または費用の行である）「実績による修正」として表示され、一方、（マージン及びキャッシュ・フローの双方の見積りを含む）見積の変更の合計値は、実績による修正とは別に、費用または収入の行（「見積りの変更」として）に表示される。
- ・ ブロック2について：投資マージン・セクションには、保有資産からの投資収入に対比する形で保険負債の割引の解消(再測定の戻り)が含まれる。市場整合的な割引率の水準に影響を与える市場金利の変動は個別に反映されるが、これは審議会では具体的には取り上げられなかった。
- ・ ブロック3について：リスクからの解放は、以前に取り上げたリスク解放の想定される期間において、収益として示される。この方式では、このリスクの解放は、リスクマージンの見積の変更と切り離して表示される。リスクマージンの見積の変更は、ブロック1の（期待キャッシュ・フローの）変更と共に、見積りの変更の行に含まれることになる。

再保険契約の会計処理

再保険の会計処理という主題に関する協議は、重要ではありますが、意見の対立はほとんどなく、スタッフからの提案は双方の審議会で概ね同意を得ました。スタッフが審議会に提起した第一の問題は、出再者が、（保険者として）自ら発行する保険契約に関して用いるものと同じ認識・測定原則を、再保険者も自社の発行する再保険契約に対して用いるべ

本ニュースレターは英語版が原本となります。

このニュースレターの英語版と参考和訳に差異がある場合には、英語版が優先されます。

きかどうか、というものでした。審議会の委員らは、現実問題としては、出再者と再保険者がそれぞれ発行する保険契約条項と利用可能な情報には非対称性が生じており、この原則を用いた場合、出再者と再保険者では（再保険契約の対象とされた契約について）異なる会計価値が生まれるかもしれない（特に非比例的再保険の場合には）、と認めたものの、それでも審議会は、全会一致でスタッフの勧告を支持しました。

第二の勧告は再保険資産の測定・認識に関するもので、これもまた双方の審議会から全会一致の支持を得ました。ただし、これについては、重要な警告が 3 点ありました。スタッフは、再保険契約は、出再者（cedant）が引受けた元受保険契約のうち再保険対象部分を測定・認識する際に用いるものと同じ測定・認識原則を用いて、再保険資産を測定・認識すべきであると勧告しました。これには、以下の項目が含まれます。

- ・ 保険負債の再保険対象部分へのブロック 1 及びブロック 2（の適用）
- ・ 保険負債の再保険対象部分に含まれるリスク調整
- ・ 再保険料に合わせて較正された残余マージン
- ・ 起こりうる減損及びカバー範囲の係争にかかる損失の影響

出再者による再保険資産の測定時における残余マージンの効果は、再保険契約の購入、換言すれば、既存の再保険契約へのリスク譲渡の結果生ずる契約時（Day 1）の利益を排除することにあります。一部のメンバーは、なぜ測定に残余マージンを含むのか、またこれをどのように算出すべきなのかという点について疑問を抱いていました。スタッフは、再保険資産に適用される残余マージンは、再保険料に合わせて較正されるが、それ以外の項目はすべて、関連する保険契約の再保険対象部分として計算される（つまり、比例再保険の場合は、ブロック 1 及び 2（即ち期待キャッシュ・フロー） \times 出再比率 + リスク調整額 \times 出再比率）と説明しました。スタッフは、再保険資産の較正においてネガティブな残余マージンが生じる問題（つまり、算出された 3 つのビルディング・ブロックが再保険会社に支払われた再保険料よりも高い場合——契約時の再保険利益）についてはまだ取り上げられておらず、将来の会議で改めて協議する予定であると指摘しました。

審議会の委員らは、再保険資産については、まだ生じていない損失を考慮出来るよう、見込みベース（期待価値ベース（expected loss basis））で減損に関するテストを行わなければならぬという点で合意しました。一部の委員は、契約開始時の減損を、残余マージンに対する調整または最初の 2 つのビルディング・ブロック（期待される将来の減損損失の現在価値）に反映させるべきかどうかを質問しました。

以上のように、スタッフ勧告が全会一致で支持されたとはいえ、3 点の留保付きであり、以下の各項がスタッフに要請されています。

1. ネガティブな残余マージン（つまり、契約開始時における期待回収額が期待保険料を上回る場合）の問題を再検討すること

2. 減損について、特にビルディング・ブロックと再保険資産の減損テストの相互関係に関して、表現を再検討すること。
3. 出再者・受再者双方について、測定方法案を説明する数値的な例を提示すること。

両審議会は、IAS 1 及び IAS 32 に定める相殺のための要件が満たされない限り、再保険残高と再保険に付された関連する元受保険残高と相殺しないとする提言を全会一致で支持しました。これは実質的に、私たちが IFRS 4 フェーズ 1 に基づいて用いている総額表示（再保険残高と再保険に付された関連する元受保険残高と相殺しない）を維持するものです。

認識中止 (*derecognition*) の問題については、両審議会はここでもやはり全会一致で、「(元受) 保険契約で示された債務が、(法的に) 免除されるか、取り消されるか、または、失効しないかぎり、再保険契約の締結時に関連する元受保険負債の認識の中止をしてはならない」とするスタッフ勧告を支持しました。

出再手数料 (*ceding commission*) の取り扱いをめぐっては、厳しい討論が行われました。スタッフによる勧告は、出再手数料は出再者・受再者双方の業績報告書において、出再者の新契約費として、（再保険者は）借方、若しくは（出再者は）貸方に計上されるべきであるというものでした。この取り扱い案は、出再手数料が第三者に支払われる可能性はないという事実には関係なく適用されることになります。これはつまり、出再手数料は、再保険契約開始時点で収入として計上され、新契約費全額が費用計上される一方、保険負債の当初測定は保険料総額に合わせて較正される結果として生じる会計上の損失を減少させるために用いることができるということです。

審議会のメンバーたちは、非比例再保険契約の場合には新契約費と出再手数料のあいだに直接的な関係がなく、この原則を適用するのは非現実的ではないかという懸念を指摘しました。そこで、新契約費と出再手数料のあいだに直接的な関係がある比例再保険契約のみを対象とするよう、スタッフ勧告は修正されました。非比例再保険契約に適用されるべき原則については、今後の会議で協議されることになっています。

両審議会はスタッフ勧告を全会一致で支持したものの、FASB の一部のメンバーは、比例再保険契約における出再手数料と再保険の対象とされた元受保険契約引受け業務上発生した新契約費とを関連するものと考える (*anchoring*) ことに対する懸念を表明しました。

特に FASB の委員が指摘したのは、出再手数料によって出再者が新契約費だけでなく一般管理費まで回収する可能性があること、また出再手数料を再保険契約の対価総額の一構成要素 (*allocation*) と考えるのは独断的に過ぎる可能性があること、長期契約について新契約費が発生してからしばらく後で出再される長期契約の場合、出再手数料と新契約費の関係が明確でなくなる可能性があること、といった懸念でした。

以前の暫定的な決定を勘案すれば、出再者の再保険資産、元受保険負債、再保険者の保

險負債（再保険者の信用リスクに関連するものを除く）の測定原則は、対称的であるべきであるという勧告は、両審議会によって承認されたものと見なされました。

今回の協議について最後に述べておきたいのは、（保険負債の測定に際し）新契約費を控除しない保険料総額に対して較正するという決定は、間接的な批判を受けるようになったという点です。これは、同じ原則が再保険資産に適用された場合に、審議会がまさに避けようとしている結果、即ち、契約開始時の「収益」認識が生じることがわかり、審議会が懸念しているためです。IASB 及び FASB は、3月の会合で契約開始時における会計損失という問題について協議する予定です。

アンバンドリング及び組込デリバティブ

残念ながら、アンバンドリングと組込デリバティブの問題（この両者については今後一つの問題として扱います）については、両審議会は基準の収斂に至りませんでした。IASB は、スタッフが提案したアンバンドリング・モデルに対する支持を三たび表明しました。これは要するに、以下の主要原則を含むものです。

保険契約の構成要素が他の構成要素と相互依存関係にない場合にはアンバンドリングすることが必要とされる。

- 上記以外のすべてのケースではアンバンドリングすることを禁止すべきである。
- 預り金（deposit）要素がアンバンドルされない場合には、業績報告書における表示において独立の扱いとすべきではない。
- 組込デリバティブについては、分離（bifurcation）に関する特別な規則は必要ない。

両審議会が合理した唯一の原則は 4 番目、つまり組込デリバティブの会計処理は、保険契約中の他の非保険要素と同じ基準/取り扱い（regime）のもとに置かれるという点のみでした。スタッフは、IASB 及び FASB のスタッフのあいだでこの問題に関する意見は分かれしており、多数派が開発した相互依存の原則を修正することにより、代替的アンバンドリング・モデルを開発することが可能だ、と少数派は考えているという専門的な議論を紹介しました。

アンバンドリングに関する代替案として、個々の構成要素が機能するために真の共生関係（a truly symbiotic relationship）が必要とされるような契約に関してのみ、相互依存関係が生じる、という考え方があります。したがって、ある保険契約において独立して機能する構成要素は、アンバンドルすべきだということになります。この代替案では、明示的な保険契約者の勘定残高を伴う契約（ユニバーサル・ライフ契約または変額保険契約・ユニット・リンク保険契約）は、本質的に、保険の特約が付いた投資契約であるから、アンバンドルすべきであるという結論になります。

両審議会は提示された問題について長時間に及ぶ議論を行いましたが、特定の方式に關

する結論は出ませんでした。

主要原則について合意が得られなかつたため、両審議会は、相互依存性をより的確に定義するために、スタッフレベルで新たな取り組みを行うという結論に達しました。

今後の会合でのより建設的な議論を促すために、スタッフは、相互依存性の見極めが明確ではない契約に重点を置きつつ、さまざまな種類の契約に対して相互依存性という概念が実際にどのように適用されるのかを示す分かりやすい設例を作成することに合意しました。

アンバンドリングに関する重要事項について何ら決定は行われなかつたものの、両審議会とも、共通の解決策に向けた努力を行うという明確なコミットメントを示しました。

変額及びユニット・リンク契約一分離勘定 (**separate accounts**)

両審議会は、通常「ユニット・リンク」「変額年金」契約と呼ばれるアカウント・ドリブン契約(*account-driven contract*)の会計について協議しました。特に検討されたのは、保険料の預託先である投資ファンドが、保険者の資産及びそれに対応する負債に相当するかという問題でした。

現行の **US GAAP** 及び **IFRS** に沿って、両審議会は、ユニット・リンク契約（分離勘定契約を含む）に関連する資産及び関連負債は、財務状態計算書において保険者の資産及び負債として報告すべきであるという点で合意しました（IASB は賛成 10・反対 5、FASB は賛成 4・反対 0）。

若干の議論を踏まえて、両審議会は、ユニット・リンク契約（分離勘定契約を含む）に関連する投資ファンドの連結を含む論点は、保険契約プロジェクトではなく連結プロジェクトにおいて取り扱うべきであるという点で合意しました（IASB は賛成 13・反対 2、FASB は賛成 4・反対 0）。

契約者の会計処理

両審議会は、契約者が保険契約をどのように会計処理すべきかという点について、2月10日の特別会議で協議しました。全般的には、スタッフから、さらに調査を重ね指針を作成することが条件としつつも、契約者にもビルディング・ブロック・モデルを適用してもらうことは可能であるとの提案がありました。いくつかの問題点がクローズアップされました。さらなる検討が必要とされたのは保険者の会計に関する2点のみ、すなわち新契約費の処理と有配当性だけでした。この2つの主題に関しては、スタッフがさらに資料を作成する予定です。公開予定の ED には契約者の会計処理という主題を含めないが、最終的な基準には含めるという点で、両審議会は全会一致で合意しました。

今後の日程と次のステップ

2月に保険会計について長時間の会議を2回開催したにもかかわらず、両審議会は、提起

本ニュースレターは英語版が原本となります。

このニュースレターの英語版と参考和訳に差異がある場合には、英語版が優先されます。

されている議題をすべて討議することはできませんでした。特に、以下の事項については討議・採決が行われていません。

- ・ ユニット・リンク契約について、他のアカウント・ドリブン契約と同じ方式で測定を行うべきであるとする勧告
- ・ 保険者がユニット・リンク契約に関する資産を、財務状態計算書において別個の行として表示することを禁じるべきではないとする勧告
- ・ ユニット・リンク契約に関する負債を他の負債から区別して表示する場合には、当該契約に基づく保険者の債務をすべてそこに含めるべきであり、当該負債の金額は、資産に対して単にバランスを取る数字(*mirror image of the asset account balance*)であつてはならないとする勧告
- ・ ユニット・リンク契約の会計処理における資産・負債測定のミスマッチを解消するうえで、IFRS 及び米 GAAP の概念的な枠組みと整合する解決策があるか否か
- ・ フィールド・テストの結果

2月に討議されながら解決を見なかった複数の重要な問題については、今後の会議において再検討されることになっており、3月のカレンダーは保険会計関連の会議で埋まっています。これらの会議では特に次のような問題が話し合われる予定です。

- ・ アンバンドリングの適用指針（ユニバーサル・ライフ及びその他のアカウント・ドリブン契約への具体的な適用を含む）及び相互依存性の見極めに関する具体的な例
- ・ 非比例再保険契約に関する出再手数料の処理に関する原則
- ・ 元受契約の新契約費と当該契約を対象とする再保険に係る出再手数料の関係
- ・マイナスの残余マージン及び減損に関する出再者による再保険の会計処理

ED の公開は依然として 2010 年 5 月を目標としており、両審議会は ED 公開まで最低月 2 回の会議を予定しており、遅くとも 2011 年 6 月までには保険会計基準を発表すると約束しています。

3月中、数回の会議で保険会計の問題が協議されます。すべて両審議会による合同審議会となる予定です。

- ・ 3月 15 日
- ・ 3月 16 日
- ・ 3月 17 日
- ・ 3月 22 日
- ・ 3月 23 日
- ・ 3月 24 日

本ニュースレターは英語版が原本となります。

このニュースレターの英語版と参考和訳に差異がある場合には、英語版が優先されます。

付表：これまでの暫定的決定のまとめ

暫定的に一致している 見解	IASB 及び FASB
測定目的およびアプローチ	<p>4つのビルディング・ブロックを使用した保険者の債務の現在評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 保険者が義務を履行するにあたり生じると予測される、バイアスのない、確率加重平均の将来キャッシュフロー 貨幣の時間価値の採用 保険者の見解によるところの将来キャッシュフローの金額と時期についての不確実性の影響に対するリスク調整 契約開始時におけるあらゆる利得を除外する額
測定アプローチ	測定アプローチを保険契約全体に適用し、別個の資産および負債の項目としてではなく、すべての権利および義務を含めた一つの貸借対照表価額を算出する。
測定目的	測定目的の定義に関し、保険契約において義務を履行するための費用ではなく、価値を採用する。担当スタッフは、測定目的に関する用語の調整について提案を行う。
リスク調整	<p>保険契約による残存する正味の義務を履行するにあたり必要な資源に係る不確実性を負担するにあたり保険者が必要とする価額としてリスク調整を定義</p> <p>リスク調整は報告日ごとに再測定する。</p>
サービス・マージン	明示的サービス・マージンは、測定アプローチには含まれない。
測定のためのインプットの利用	保険契約に関連する全ての利用可能な情報を利用する。金融市場変数の現在見積りは観察可能な市場価格に整合していかなければならない。
不履行リスク	保険契約の事後（契約初日以後）の測定において、保険者の不履行リスク（保険者自身の信用リスクを含む）の変動を反映しない。
利益の会計処理	会計上の利益は保険契約の当初認識時に認識しない。
マイナスの初日差額	マイナスの初日差額は契約時損失として即時認識する。適切な測定単位の設定について更に審議を行う予定
新契約費の会計処理	発生時に損益計算書に費用として計上。
契約時の収益認識	負債は保険契約者からの受取総保険料に合わせて較正されるため、当初測定時には収益を認識しない。
保険契約者の会計処理	保険契約者の会計処理（出再者によるものを除く）は、公開草案には含めないが、保険会計基準には含めるものとする。

本ニュースレターは英語版が原本となります。

このニュースレターの英語版と参考和訳に差異がある場合には、英語版が優先されます。

表示方法	<p>引受保険料基準により収益を認識するモデルは除外。保険者が契約に従って履行を行った時に収益を認識する。</p> <p>保険契約を、別個の資産および負債の項目としてではなく、すべての権利および義務を含めた純額として表示する。</p>
	<p><u>業績報告書の表示には、少なくとも以下の情報を含めるべきである。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>(測定モデルから生じる) 残余マージン及びリスク調整の当該期間における解放。</u> ・ <u>期待キャッシュフローと実際のキャッシュフローの差異。</u> ・ <u>見積りの変動、及び</u> ・ <u>投資実績 (すなわち、利息収益及び保険負債の割引の解消)</u> <p><u>要約マージン表示方式と拡張マージン表示方式の双方が公開草案には記載される。</u></p> <p><u>伝統的保険料配分方式を用いる可能性があるのは、未経過保険料方式を用いて評価する必要のある契約のみになる。</u></p>
保険契約者の行動	<p>保険範囲に関連するオプション、フォワードおよび保証（例えば、更新および解約オプション）から生じる期待キャッシュフローは、別個の契約もしくは別個の顧客関連無形資産の一部ではなく、契約上のキャッシュフローの一部分とする。参照すべき独立した販売価格が入手できない場合には、これらのオプションを「ルック・スルー」基準に基づいて測定する。</p> <p>既存の保険契約範囲に関連しないその他のオプション、保証およびフォワードは、別個の契約の一部を構成するものであり、その別個の契約に対する条件に従い会計処理される。</p>
デポジット・フロア	<p>解除もしくは更新オプションから生じるすべてのキャッシュフローを第一のビルディング・ブロックに含める（デポジット・フロア・ルールは不採用）。</p>
事後のマージンの取り扱い	<p>担当スタッフは、残余マージンの解放について单一かつ強制的な処理基準を策定し提案する。保険者の契約履行状況を最も適切に表現する系統的方法（保険者によって決定）により保険期間全体にかけて残余マージンを解放するという IASB による暫定的決定を、両審議会は否定。</p>

本ニュースレターは英語版が原本となります。

このニュースレターの英語版と参考和訳に差異がある場合には、英語版が優先されます。

	残余マージンの利益への解放は、3つのビルディング・ブロックの予測価値における変化とは無関係に行われる。
再保険	<p><u>再保険者は保険者と同様の測定原則を用いる。</u></p> <p><u>出再者は、再保険に付された保険負債の測定に用いられるものと同じ原則を用いて再保険資産を測定する。再保険契約の残余マージン及び減損に関する出再者の会計処理については、両審議会により今後検討する。</u></p> <p><u>再保険資産は、法律上の要件 (legal requirements) を満たしていない限り、保険負債と相殺すべきではない。</u></p> <p><u>債務が免除・取消される、または失効しないかぎり、再保険契約の締結は、保険負債の認識の中止の要因にはならない。</u></p> <p><u>出再者及び受再者は、出再者の関連する新契約費と同じ方法で、比例再保険契約の出再手数料の会計処理を行うべきである。審議会は、新契約費と出再手数料の関係、及び、非比例再保険契約に関する出再手数料の会計処理について、さらに検討を進める。</u></p>
アンバンドリング	<p><u>認識及び測定に関して、保険者は以下に従うべきである。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> • <u>保険契約の構成要素が他の構成要素と相互依存関係がない場合にはアンバンドリングを行う</u> • <u>相互依存している構成要素はアンバンドリングを行わない</u> <p><u>ただし、両審議会は相互依存性の定義については合意に達しておらず、スタッフに対し、相互依存性の新たな定義を含むアンバンドリング適用指針（ユニバーサル・ライフ及びその他のアカウント・ドリブン契約に対する具体的な適用を含む）及び相互依存性の判定に関する具体的な設例を作成することを求めた。</u></p> <p><u>認識及び測定のためにアンバンドリングが必要とされない場合は、選択肢として認められるべきではない。</u></p> <p><u>保険契約に含まれる組込デリバティブは、保険契約の他の構成要素と同じアンバンドリング要件に従うべきである。</u></p>

<u>変額及びユニット・リンク契約</u>	関連する資産・負債は、保険者の資産・負債として財務状態計算書に記載されるべきである。 <u>投資ファンドの連結の問題は、連結プロジェクトで議論されるべきである。</u>
-----------------------	---

下線部：最近の変化

暫定的に相違している見解	IASB	FASB
有配当性のある保険契約	有配当性によるキャッシュフローは保険契約から独立して測定されるべきではなく、当該契約における期待キャッシュフローの一部とされるべきである。	有配当性が、負債の定義を満たしている場合（特に、支払に関する法律上あるいは法解釈上の義務の存在の有無に関し負債の定義を満たしている場合）、負債として分類されるべきである。
認識	IASB は、保険契約の認識について最終決定を行わず、担当スタッフが今後別の会議において追加的分析を提示する予定。	保険債務は以下のいずれか早い方の時点で認識されるべきである。 ① 報告企業がリスクを負った時 ② 保険契約に署名した時
認識の中止	保険負債の認識の中止については IAS 第 39 号に従う。	報告企業がリスクから解放され、かつ当該義務による経済資源の移転をする必要がなくなった時点で保険負債の認識の中止を行うべきである。
表示方法	<u>業績報告書における表示は、契約上のサービスに対して顧客が支払った保険料またはその一部の保険料を収益として報告する拡張マージン表示方式に従うべきである。</u>	<u>業績報告書における表示は、要約マージン表示方式に従うべきである。</u>

FASB でまだ議論されていない、またはさらに議論すべき IASB による暫定的決定	
割引率	負債の特性（通貨、デュレーション及び非流動性）にもとづいた原則的アプローチ。
一部の事業に関する割引及びマージンの除外	IASB は、ある種の損害保険事業についてこの方式を検討し、測定方法の候補として暫定的に却下している。

本ニュースレターは英語版が原本となります。

このニュースレターの英語版と参考和訳に差異がある場合には、英語版が優先されます。

未経過保険料方式	<p>次のすべての条件を満たすすべての契約については、保険金発生前の保険債務の会計処理に未経過保険料方式の使用を要求。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険期間が12カ月以内で、 ・ 組込オプション又は保証が存在せず、 ・ キャッシュフローの期待流出額の大幅な減少につながりかねない事象について保険者が認識する可能性が低い場合であること。
契約の境界	保険者が個々の保険契約を無条件に再引受あるいは価格改訂できる権利を得たときに既存契約は終了する。
その他の包括利益	<p>IASBは暫定的に以下のとおり決定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険者の資産については現行の会計処理を変更しない。 ・ 保険契約に関しては、その他の包括利益の利用を認めず、またこれを求めない。

下線部：最近の変化。